

2005年ベトナム教育法—翻訳と解説—

Viet Nam Education Law in 2005: Japanese Translation and some Explanations

石村 雅雄*・Tran Thi Ngoc **

ISHIMURA Masao, Tran Thi Ngoc

*鳴門教育大学

Naruto University of Education

**ホーチミン市国家大学

Vietnam National University-Ho Chi Minh City

Abstract : The educational law in 2005 of Viet Nam is translated into Japanese and is also explained a few on following 5 points in this document. 1. to strengthen the relation between education and job, 2. to transform educational system from overemphasis on examination and teachers to emphasis on process and learners centered learning, 3. to transform educational administration from center government focused to institutional responsibility, 4. trying to take realistic attitude on educational universalisation, fee of teachers, etc., 5. encouragement private funding and investing to educational sector.

キーワード：ベトナム，教育法，教育政策，市場化，試験中心主義

2005年教育法は、1998年教育法の改正法として、2005年の第10期第7回国会（2005年5月5日～6月14日）において可決されたもので、本稿は、この教育法の全文を翻訳したものである。

筆者は、今回の改正のポイントは次の5点にあると考えている。紙幅の関係で詳細は別稿を参照されたい¹⁾。

1. 全般的に、教育と現実社会とりわけ、就職及び起業との関係が重視されていること。
 2. 試験主義・教員中心主義から教育プロセスの重視・学習者重視へ方向を変えようとしていること。小学校卒業試験の廃止はその象徴である。
 3. 教育の中央集権的管理からの転換と機関の自己保証の方向が打ち出されていること。
 4. 才能教育や遅れたところでの教育普及、教員給与等に関し、現実的な対応を模索しているところ。
 5. 教育システムへの民間等からの投資・援助に関し、規定を厚くし、奨励していること。教育の「商業化」禁止規定の廃止はその象徴である。
- 尚、本法の翻訳にあたっては、次のベトナム語文献

を使用し、英文訳を参考とした。訳文中の [] 内の表記は、原語及び訳注である。

Luat Giao Duc va Cac Van Huong Dan Thi Hanh, Nha Xuat Ban Thong Ke, 2006.

Luat Giao Duc Nam 2005 va Quy Dinh ve Xu Phat Vi Pham Hanh Chinh Trong Linh Vuc Giao Duc, Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia, 2006.

<<http://en.moet.gov.vn/?page=8.8&view=5101>>

第1章 全般規定

第1条 この法の適用範囲

本教育法は国民教育システム：国民教育の学校及び他の教育機関、政府機関、政治組織、社会—政治組織 [to chuc chinh tri-xa hoi : 婦人組織、出版社など]、人民軍に属する他の教育機関、教育活動に参加する組織及び個人、について規定する。

第2条 教育の目的

教育の目的は、ベトナム人を徳、知、体、品位、専門性を持ち、国家の独立と社会主義に忠実な、全体的

に発達した人格に教育することであり、併せて、祖国の建設と防衛の需要を満たすひとりの尊厳、市民としての資質、能力を形成し、育成することである。

第3条 教育の特質と原則

1. ベトナムの教育は、人民とともにあり、全国的であり、科学的であり、現代的であるという特質を持ち、マルクスレーニン主義とホーチミン思想に基礎づけられている。
2. 教育活動は、実践と結びつけられた学習、生産と結びついた教育、実践と結びついた理論、そして、家庭と社会の教育と結びついた学校教育という原則によって指導される。

第4条 国民教育システム

1. 国民教育システムは学校教育と継続教育から構成される。
2. 国民教育システムの教育レベルと訓練の品質は次のとおりである。
 - a) 保育園及び幼稚園による幼児教育
 - b) 小学校、中学校、高等学校による学校教育
 - c) 職業中等教育と職業訓練による職業教育
 - d) 短期大学、学士、修士、博士課程教育による大学・大学院教育（ここには高等教育後教育も含む）

第5条 教育内容と方法の必要条件

1. 教育内容は、思想的かつ市民的な自覚を持つ教育を備え、良き伝統と国の文化のアイデンティティーを保ち、発展させ、人類の文化の本質を享有し、学習者集団の様々な年齢の心理－生理学的発展を達成させる、基礎的で、実践的で、現代的であり、システムティックな特徴を保障しなければならない。
2. 教育方法は、学習者の活動性、知覚、自己到達意思、創造的思考の全般的発揮を実現し、自己学習能力、実践的能力、学習意欲及び前進思考を育てるようにしなければならない。

第6条 教育プログラム

1. 教育プログラムは、教育の目的を考慮し、教育内容の知識、技術、範囲及び構造のため、教育活動を組織する方法と形式のため、教育の全ての段階・レベルのそれぞれの教科の教育達成度を測る方法のため、標準を設定する。
2. 教育プログラムは、国民教育システムの各教育段階、特質及び形式における接続と移転可能性を保障しながら、異なったレベル、異なった教育段階における現代性、普遍性、継続性及び伝統性を保障しなければならない。
3. 教育プログラムに規定される知識と技術内容の要求は、学校教育で使用される教科書、職業教育、高等教育及び継続教育で使用されるシラバスや教材、に具体化されなければならない。教科書、シラバス

及び教材は教育方法の要求に適合していなければならない。

4. 教育プログラムは、幼児教育や学校教育の学年、職業教育や高等教育の学年あるいは単位附与に沿って作られる。

1つの教育プログラムにおける教科の学習結果あるいは学習後の学習者の獲得単位は、学習者が自らの教育の専門、学習形式を変え、または高等教育レベルの教育を受けようとする時に、他の教育プログラムのそれぞれの教科あるいは単位に転移可能な価値を持つものとして考慮される。

教育訓練省は、単位制に依る教育プログラムの実現、各教科の結果あるいは単位の転移可能な価値を考慮する認識向上を図る。

第7条 学校及び他の教育機関で使用される言語；教授・学習のための少数民族の読み・書き言語；外国語教育

1. ベトナム語は学校及び他の教育機関で使用される公式言語である。教育内容の教育的かつ特別な需要の目標に沿って、首相は学校及び他の教育機関における外国語教育に向けた教授・学習を奨励する。
2. 政府は少数民族のアイデンティティーを保持し、発展させるために、少数民族が自らの読み書き言語を学習させるようにし、少数民族出身人民が学校及び他の教育機関で学習するときに知識を容易に吸収できるように援助する。
3. 教育プログラムに規定された外国語は国際的なコミュニケーションにおいて普段に使用される言語である。学校及び他の教育機関における外国語の教授では、学習者に継続的で効率的な学習過程を保証しなければならない。

第8条 学位／修了証及び資格

1. 本法の要求する教育のレベルあるいは学校の基準を修了した学習者には国民教育システムにおける学位／修了証 [van bang] を授与する。
国民教育システムにおける学位／修了証は次のとおりである。
中学校修了証 [trung hoc pho thong]、高等学校修了証、職業中等教育修了証、短期大学修了証、学士、修士及び博士
2. 国民教育システムの資格は、学習者に、知識もしくは職業技術向上のための課程を修了した学習結果を認めるものとして与えられる。

第9条 教育開発

教育開発は、人民の知識向上、人的能力訓練、才能開発を見通した国の最優先事項である。

教育開発は社会－経済開発、科学－技術開発及び国の防衛保障への統一とリンクしていなければならない。

標準化、現代化及び社会化を進展させなければならず、資格、専門性及び地域性の構造のバランスを保たねばならず、質と効率の保証に基礎づけられた規模の拡大をしなければならず、雇用と結びついた教育とリンクしなければならぬ。

第10条 市民の学習についての権利と義務

学習は全ての市民の権利であり、義務である。

民族、宗教、信条、性別、門地、社会的地位、または経済的条件に関わらず、全ての市民は学習機会に関して平等な権利を持つ。

政府は、教育に関して社会的な公平性を保ち、全ての者が教育を受けられるようにする。政府及び市民組織 [cong dong] は、貧困者が教育を受けられるよう援助し、才能ある者についてその才能が開発されるようにする。

第11条 義務教育

1. 初等教育及び前期中等教育は義務教育 [普及教育: pho cap giao duc] である。政府は義務教育の計画を決定し、国全体を通じた義務教育の条件整備を行う。
2. 規定された年齢の全ての市民は、義務教育を学ぶ義務を負う。
3. 家庭は、規定された年齢に属する家族の義務教育を学ぶについて環境を整える責任を負う。

第12条 教育事業の社会化

教育を開発し、学習社会を開発することは政府と全ての民衆の責任である。

政府は教育状況の発展に対し固有な役割を果たし、学校のタイプや教育形式の多様化を実行し、教育状況の発展について参加する組織・個人を奨励し、進め、環境を整える。

教育を考慮し、教育目的の達成のため学校と協力し、健全で安全な教育環境を構築し、保全していくのは全ての組織、家庭、市民の責任である。

第13条 教育に対する投資

教育に対する投資は発展のための投資である。

政府は教育に対する投資に関して優先権を与え、教育に投資するベトナムの組織・個人、海外のベトナム人、外国の組織・個人の法的な権利と利益を奨励し、保護する。

政府の予算は教育に投資する全ての資源の中で中心的な役割を果たさなければならない。

第14条 政府による教育運営

政府は、目的、教育プログラム、内容、教育計画、教員の標準、試験規則及び学位／修了証システムに関して、全国レベルの教育システムの統一した運営を実行する。それは、教育の質の保証した運営に焦点を向けており、教育の運営の地方分権化の実行そして、教育機関の自治と責任を強化するものである。

第15条 教員の役割と責任

教員は教育の質を保証する決定的役割を負う。

教員は学習者の模範となるような学習、継続的な自己改善を行わなければならない。

政府は教員のための教育・訓練を組織し、雇用と報償についての政策を立て、教員が自らの役割と責任を果たすに必要な物質的・精神的条件を保証し、教員を尊敬し、教職を報償する伝統の保持と発展を行う。

第16条 教育運営スタッフ [can bo quan ly giao duc] の役割と責任

教育運営スタッフは教育活動を組織し、運営し、指導していく重要な役割を果たす。

教育運営スタッフは、道徳的な標準、資格、運営能力及び個人責任に関して学習し、継続的な自己改善を図らなければならない。

政府は、教育運営スタッフの役割と責任を発展させるため、教育運営スタッフの質の構築と改善の計画を立て、教育状況の発展を保証する。

第17条 教育の質のアクレディテーション

教育の質のアクレディテーションは、学校と他の教育機関のための教育目標、プログラム及び内容を達成するレベルを策定する主要な基準である。

教育の質のアクレディテーションは全国にわたって、全ての教育機関について、定式的に行われる。教育の質のアクレディテーションの結果は公示され、全ての社会から監督 [giam sat] される。

教育訓練省は教育の質のアクレディテーションの実行の指導に責任を持つ。

第18条 科学研究

1. 政府は、学校と他の教育機関が、科学—技術の研究、応用及び広報 [pho bien] を組織すること、教育の質を改善するために研究と生産を結びつけることを援助し、地方あるいは全国のための文化・科学・技術センターの役割を次第に整備する。
2. 学校と他の教育機関は科学研究組織、生産販売サービス局と協力を行い、社会—経済発展のための教育、科学研究及び技術移転を実行する。
3. 政府は、教育科学の研究、応用及び実用化の発展のための優先的政策を立てる。教育に関するガイドラインと政策はベトナムの現実に適合した科学研究の成果に基礎づけられて立てられる。

第19条 学校及び他の教育機関における宗教的宣伝の禁止

如何なる宗教的宣伝や宗教的儀式も、国民教育システム、政府の部局、政府機関、社会—政府機関、人民軍に属する学校及び他の教育機関では禁止される。

第20条 教育活動における腐敗の禁止

政府のガイドライン、政策、法律、を犯し、ベトナム

ム社会主義共和国に反対し、国の偉大な連帯性を崩し、暴力を行使し、戦争を助長し、良き伝統・習慣を乱し、迷信と悪い習慣を広め、または、社会悪に学習者を誘導する教育活動の腐敗は禁止される。

第2章 国民教育システム

第1部 幼児教育

第21条 幼児教育

幼児教育は3か月から6歳までの子どもに育成、保護、教育を行う。

第22条 幼児教育の目的

幼児教育の目的は、パーソナリティーの主な部分の形成と教育の第1段階のための準備のために、子どもを体力的、情緒的、知的及び審美的 [tham my] に発達することを助けることである。

第23条 幼児教育に必要な内容と方法

1. 幼児教育の内容は、子どもが調和のとれた、健康で活動的な体を発達させることを助け、祖父母、両親、教員及び年長者を尊敬し、愛し、尊重することを学ばせ、兄弟、姉妹友人を愛し、正直であること [that tha]、前向きであること [manh dan]、純粋であること [hon nhieu]、そして美しさがわかる [yeu thich cai dep] 感覚と旺盛な知的好奇心を持つことを視野に入れた、育成、保護、教育のバランスのとれた、子どもの心理・生理学的発展に適合したものでなければならない。
2. 幼児教育の主要な方法は、問いを発したり、励ましたり、助けたりする例に特別の注意を与える中で遊び活動を組織し、子どもの全体的な発達を援助することである。

第24条 幼児教育の教育プログラム

1. 幼児教育のプログラムは、幼児教育の目的を考慮しながら、異なった年齢段階の子どもの育成、保護、教育について必要な具体化を行い、子どもの体力的、情緒的、知的及び審美的な発達を支える諸活動の組織化を規定し、幼児教育年齢での発達を評価するガイドラインを定める。
2. 教育訓練省は、幼児教育カリキュラム評価レビューカウンシルの評価に基づいて、幼児教育のためのプログラムの実施について決定する。

第25条 幼児教育機関

幼児教育機関は次のとおりである。

3か月から3歳までの保育園；

3歳から6歳までの幼稚園または幼児教室；

若い芽の学校 [Tru' o' ng mam non]、これは保育園と幼稚園を統合したもので3か月から6歳までの子どものためである。

第2部 学校教育

第26条 学校 [Pho thong] 教育

1. 学校教育は次のとおりである：

- a) 小学校教育は5年の学校教育であり、第1学年から第5学年からなる。第1学年への通学開始は6歳からである。
- b) 前期中等教育は4年の学校教育であり、第6学年から第9学年からなる。第6学年へ入学する生徒は、11歳の時に、小学校教育を修了しなければならない。
- c) 後期中等教育は3年の学校教育であり、第10学年から第12学年からなる。第10学年へ入学する生徒は、15歳の時に、前期中等教育修了証を得ていなければならない。

2. 教育訓練省は、早期の知的発達によって早い年齢で学校教育を開始できる場合についての規定、社会・経済的に遅れた地域に居住する人民、少数民族に属する人民、身体障害を持つ人民、体力的・知的に遅れたところを持つ人民、孤児、政府の規定する貧困家庭に属する人民、海外からの帰国人民、が遅い年齢で学校教育を開始できる場合の規定、飛び級や学年留置についての規定、そして第1学年に入学する前の少数民族の子どものためのベトナム語の学習についての規定を行う。

第27条 学校教育の目的

1. 学校教育の目的は、道徳、知識、健康な体力、審美眼及び他の基礎的な能力を獲得して人民が全体的な発達をするのを助けることにあり、社会主義者としてのベトナム人のパーソナリティーを養成し、市民の態度と義務を構築し、さらなる学習または就職を準備し、母国の建設と防衛を準備する観点を持って個人的能力、柔軟性及び創造性を発達させることにある。
2. 小学校教育は、前期中等教育に入学する基礎的な能力の発達を伴って、人民が正しくかつ永続する道徳的、知的、体力的及び審美的な発達のための主要な基礎を得る助けをなす事を目的とする。
3. 前期中等教育は、後期中等教育、職業中等教育、職業訓練に入学もしくは就職するための技術についての主要な理解と職業オリエンテーションを伴って、人民の連帯、小学校教育の成果の発展、一般的・基礎的な知識の準備に向けて行われる。
4. 後期中等教育は、自らの発展方向を選択し、大学、短期大学、職業中等教育学校、職業訓練学校への入学、あるいは就職のために、人民の連帯、前期中等教育の成果の発展、普通教育と技術の完成及び自らの能力を発達させる条件予想、職業オリエンテーションについての普遍的な理解に向けて行われる。

第28条 学校教育の必要な内容と方法

1. 学校教育の内容は、実際の生活、人民の心理—生理学的特徴への適合、それぞれのレベルでの教育目的への適合、と結び付いてあるいはそれらと共に、人民に基礎的で普遍的かつ職業への方向性を持ったシステマティックな特徴を保証しなければならない。

小学校教育は、聞き、読み、話し、書き、計算する基礎的な能力、体育と衛生に関する実践の習慣、歌、踊り、音楽、芸術への主要な理解、と共に、人民に自然、社会、人類についての基礎的で必要な知識を与えることを保証しなければならない。

前期中等教育は、小学校教育で学習した内容の統合と発展をしなければならず、また、人民に、技術と職業選択についての必要最低限な理解と共に、ベトナム語、数学、ベトナムの歴史、社会科学の他の分野、自然科学、法律、情報学、外国語に関しての基礎的で一般的な知識を保証しなければならない。

後期中等教育は、前期中等教育で学習した内容の統合と発展をしなければならず、また普通教育の内容の完成を行わなければならない。全ての人民に対する一般的で、基礎的、普遍的で、かつ職業選択の内容を含んだ知識を保証するだけでなく、特定の科目に於いて、人民の能力を発展させその必要を充足する進んだ教育を行う。

2. 学校教育の方法は、人民の活動性、知覚、主導性、創造性を発展させるものであり、それぞれの段階・教科の特徴に応じたものであり、自己学習の方法と集団学習の能力を養成するものであり、実践において得た学習知を応用させる能力を培うものであり、人民の情緒的な発展を促すものであり、人民に学習の楽しさと喜びをもたらすものである。

第29条 学校教育の教育プログラム、教科書

1. 学校教育の教育プログラムは、普通教育の目的を考慮しなければならず、学校教育の内容の知識、技術、範囲及び構造、教育活動を組織する方法と形式、普通教育の全ての段階・レベルの各々の教科の教育的結果を評価する方法の標準を設定する。

2. 教科書は、普通教育の方法の要求に適合した、普通教育の各々の段階の教科に関する教育プログラムに規定された知識の内容・技術の要求を具体化するものでなければならない。

3. 教育訓練省は、学校教育・教科書に関する教育プログラム評価のための全国レビュー委員会の評価に基づいて、学校教育機関での教授・学習に公的・統一的かつ一様に使用される教育プログラム及び教科書を認定する。

第30条 学校教育機関

学校教育機関は次のとおりである。

1. 小学校
2. 中学校
3. 高等学校
4. 統合教育機関 [Tru' o' ng pho thong co nhieu cap hoc]
5. 総合技術・職業指導センター

第31条 小学校修了認証 [xac nhan] 及び中学校・高等学校修了証 [van bang] の授与

1. 教育訓練省の設定した基準に適合した初等教育を修了した児童は、自らが初等教育を修了した小学校長によって、自らの学事記録に基づき、認証される。
2. 教育訓練省の設定した基準に適合した中学校プログラムを修了した生徒は、県 [huyen]、郡 [quan]、町 [thi xa] または地方行政市（県レベルとみなされるもの）の教育訓練局長によって中学校修了証を授与される。
3. 教育訓練省の設定した基準に適合した後期中等教育プログラムを修了した生徒は、試験を受験する資格を持ち、この試験に合格した者は地方、中央行政市（省レベルとみなされるもの）の教育訓練省の長によって後期中等教育ディプロムを授与される。

第3部 職業教育

第32条 職業教育

職業教育は次からなる。

1. 中学校修了証を持つ学習者に対する3—4年；後期中等教育ディプロムを持つ者については1—2年の学習で為される後期中等教育レベルの職業教育
2. 少なくとも1年以上の予備的な職業教育プログラムと1—3年の後期中等段階及び短期大学段階の職業教育プログラムからなる職業訓練

第33条 職業教育の目的

職業教育の目的は、潜在能力のある労働者に、知識、様々なレベルでの職業スキル、道徳、職業倫理、専門理解、就業習慣、健康が身に付くように教育することである。これによって、社会—経済発展と国の防衛・保障の必要性に適合した雇用可能性 [kha nang tim viec lam]、事業開発可能性 [tu tao viec lam = 自分で仕事を作る可能性] または職業資格を向上させていくためのさらなる学習の可能性を労働者に提供することとなる。

後期中等職業教育は、労働者の職業に関する基礎知識と実践的スキルを訓練するよう目指され、もって、独立して創造的に労働する能力と労働に技術を適用する能力が持てるようにする。

職業訓練は、技術ある労働者が、関連する訓練資格に適合する職業実践的能力を持てるよう、直接に生産・サービスに参加するよう目指される。

第34条 職業教育の必要な内容と方法

1. 職業教育の内容は、職業能力の訓練、道徳及び体育への配慮、各々の職業で必要とされるスキルの向上、必要とされる教育資格レベルの向上、に焦点を置かなければならない。
2. 職業訓練の方法では、実践的スキルの向上と理論的教授が結びついていなければならない。各々の職業で必要とされるように学習者が職業を实践し、発展させることができるようにする。

第35条 職業教育の教育プログラムとシラバス

1. 職業教育の教育プログラムは職業教育の目的を反映し、職業教育の知識、スキル、範囲及び構造の基準を設定し、職業教育の訓練方法・形式、各々の科目、分野、職業、訓練資格ごとの訓練結果の評価方法の基準を設定し、他の教育プログラムへの移転可能性に関する需要を満たすものである。

教育訓練省は、関係する省庁と協力し、後期中等職業教育プログラムレビュー評議会 [hoi dong tham dinh nganh ve chuong trinh trung cap chuyen nghiep] の承認に基づいて後期中等職業教育のコアプログラムを設定する。そこには、内容構造、科目数、科目の履修期間、理論と実践の比率が含まれており、訓練される各々の教科及び職業の目的を明示する。後期中等職業教育学校は、このコアプログラムに基づいて、自らの訓練プログラムを決定する。

職業訓練の管理を担当する国の部局の長は、関係する省・長と協力し、職業訓練プログラムレビュー評議会 [hoi dong tham dinh nganh ve chuong trinh day nghe] のレビューに基づいて各々の職業訓練レベルのためのコアプログラムを設定する。そこには、内容構造、科目数、科目の履修期間、理論と実践の比率が含まれており、訓練される各々の教科及び職業の目的を明示する。職業訓練機関は、このコアプログラムに基づいて、自らの職業訓練プログラムを決定する。

2. 職業教育のシラバスは、職業教育の各々の科目、分野、職業及び訓練資格のための教育プログラムにおいて規定されている知識・スキルの内容の必要部分を具体化する。これは、職業教育の必要な方法に適合するものである。

職業教育機関に於いて教授・学習教材として公的に使用される教科書の準備及び承認は、校長もしくは職業訓練センター長によって任命される教科書レビュー評議会のレビューに基づいて、校長または職業訓練センター長によって為される。

第36条 職業教育機関

1. 職業教育機関は次のとおりである。
 - a) 後期中等職業教育学校
 - b) 職業訓練短期大学、後期中等職業訓練学校、職業訓練センター、職業訓練学級〔職業訓練機関附属〕
2. 職業訓練機関は独立して設立できるほか、生産単位、企業または教育機関と連携して設立できる。

第37条 職業教育のディプロムと修了証

1. 職業訓練を所管する国の部局の長によって設定された基準に適合した、予備職業訓練プログラム、職業スキルアップグレードプログラムを修了した学習者は修了証試験を受験する資格を持つ。この試験に合格した学習者は職業教育機関の長から修了証を授与される。
2. 教育訓練省によって設定された基準に適合した、後期中等職業教育プログラムを修了した学習者は試験を受験する資格を持つ。この試験に合格した学習者は学校長から後期中等職業教育ディプロムを授与される。
3. 職業訓練を所管する国の部局の長によって設定された基準に適合した、後期中等職業訓練プログラムを修了した学習者は試験を受験する資格を持つ。この試験に合格した学習者は学校長から後期中等職業訓練ディプロムを授与される。職業訓練を所管する国の部局の長によって設定された基準に適合した、職業訓練短期大学プログラムを修了した学習者は試験を受験する資格を持つ。この試験に合格した学習者は学校長から職業訓練短期大学ディプロムを授与される。

第4部 高等教育

第38条 高等教育

高等教育は次のとおりである。

1. 短期大学教育は、専門分野に従った、後期中等教育ディプロムまたは職業中等教育ディプロムを持った者に対しての2-3年の学習、同一分野に関しては、職業中等教育ディプロムを持った者に対しての1年半-2年の学習によって為される。
2. 大学教育は、専門分野に従った、後期中等教育ディプロムまたは職業中等教育ディプロムを持った者に対しての4-6年の学習、同一分野に関しては、職業中等教育ディプロムを持った者に対しての2年半-4年の学習、短期大学ディプロムを持った者に対しての1年半-2年の学習によって為される。
3. 修士教育は、学士号を持った者に対しての1-2年の学習によって為される。
4. 博士教育は、学士号を持った者に対しての4年以上の学習、修士号を持った者に対する2-3年の学

習によって為される。特別な場合は、博士教育の期間は、教育訓練省の要求によって延長され得る。

首相は、教育の特別の分野において、修士号や博士号と同等の資格に対して具体的な規定 [quy dinh cu the] を定める。

第39条 高等教育の目的

1. 高等教育の目的は、祖国の建設と防衛の必要性に応えた、政治的・道徳的モラル、人民に奉仕する姿勢、教育レベルに合わせた専門的識 [kien thuc] と実践スキル及び健康な体力を獲得できるように学習者を教育することである。
2. 短期大学教育は、当該分野における普遍的な問題を解決できる能力を備えて、1つの専門に於いて、専門的知識及び基礎的な実践的スキルを学生に身につけさせる。
3. 大学教育は、独立して創造的に働く能力や当該分野における問題解決能力を備えて、1つの専門に於いて、より深い専門的知識及び柔軟な実践的スキルを学生が身につける助けを行う。
4. 修士課程教育は、独立して創造的に働く能力や当該分野における問題を発見し解決する能力を備えて、学生が理論に精通し、先進的な実践的スキルを身につける助けを行う。
5. 博士課程教育は、独立した創造的研究を行う能力、科学・技術に関連する出現する問題を発見し解決する能力、そして、科学研究と専門的活動を導く能力を備えて、学生が理論と実践の両面で先進的なレベルに達するのを助ける。

第40条 高等教育の必要な内容と方法

1. 高等教育の必要な内容は次のとおりである。
高等教育の内容は、現代的で発展的な特徴を持ったものでなければならない。基礎知識間の合理的なバランス、外国語、情報技術、専門的知識、マルクスレーニン主義・ホーチミン思想の科目を身につけるものであり、国際レベル・地域レベルに応じた良き伝統と国の文化的アイデンティティの継承と発展を為すものでなければならない。
短期大学教育は、学生に、基礎的なスキルと職業的な活動を遂行する能力の育成に焦点を置きながら、基礎的な科学知識と必要な専門的知識を保証するものでなければならない。

大学教育は、学生に、基礎的な科学知識と比較的完成された専門知識、科学的な行動方法 [phuong phap lam viec khoa hoc] 及び理論を職業的な活動に適用していく能力を保証するものでなければならない。

修士課程教育は、大学教育で得られた学生の知識の補足と発展を保証するものでなければならない。

また、それは、学際的な知識と当該学習分野における専門的活動と研究を遂行する能力を強化するものである。

博士課程教育は、学生の基礎的で科学的な知識を完成させ、発展させていくことを保証するものでなければならない。そして、専門化された知識に関する深い理解を与え、独立した研究を遂行する能力と専門的活動において創造的である能力を発展させるものでなければならない。

2. 高等教育に必要とされることは次のとおりである。
短期大学教育と大学教育では、学習に関する自覚の発展、自己教授—学習能力の発展、創造的思考の発展、実践的スキルの習得、研究・実験・適用への参加能力の獲得に注意を置かなければならない。

修士課程は、教室内での学習と自己学習・自己研究の様々な方式の組み合わせによるものであり、専門的問題の発見と解決のための実践的スキルと能力の改善に注意を払わなければならない。

博士課程は、主として、教育者や科学者の監督の下での自己学習・自己研究である。それは、科学的研究習慣の発展と専門的問題の発見と解決における創造性の発展に焦点を置くものである。

第41条 高等教育の教育プログラムとシラバス

1. 高等教育の教育プログラムは高等教育の目的を反映するものであり、高等教育内容の知識、スキル、範囲及び構造の基準を設定し、高等教育の方法と訓練型式、各々の科目、分野、職業、資格の訓練結果を評価する方法の基準を設定し、他の教育プログラムとの移転可能性を担保するものである。

教育訓練省は、全国高等教育プログラムレビュー評議会 [hoi dong quoc tham dinh nganh ve chuong trinh giao duc dai hoc] のレビューに基づいて、短期大学教育や大学教育の各々の分野におけるコアプログラムを設定する。そこには、全ての科目の内容構造、教育期間、異なった科目間における教育期間の比率や理論、実践及びインターンシップの比率も明示されている。短期大学及び大学はこのコアプログラムに基づいて自らのプログラムを決定する。

教育訓練省は、修士課程教育及び博士課程教育の知識量、プログラム構造、論文 [luan van: 社会科学論文] [luan an: 自然科学論文の提案] について規定する。

2. 高等教育の教科書は、各々の科目、分野及び教育資格の教育プログラムに規定されている知識内容とスキルに関する必要部分を具体化する。

短期大学及び大学の長は、機関の長によって任命される教科書承認委員会 [hoi dong tham dinh giao trinh] のレビューに基づいて、各々の短期大学、大

学が公的に使用する教科書 [giao trinh] の編集、承認に責任を負い、教授—学習のための十分なシラバスを保証する。

教育訓練省は、短期大学または大学によって普遍的に使用される教科書の編集と承認に責任を負う。

第42条 高等教育機関

1. 高等教育機関は次のとおりである。
 - a) 短期大学教育を提供する短期大学
 - b) 短期大学教育、大学教育及び首相によって割り当てられた修士課程教育、博士課程教育を提供する大学

首相によって割り当てられた修士課程教育を提供する大学と協力して博士課程教育を提供する研究機関
2. 高等教育機関は、次の条件に適合した場合、博士課程教育を提供できる。
 - a) 教育プログラムを構築・実行し、論文評価評議会を組織できる、十分な数の教授、助教授、博士を持つこと。
 - b) 博士課程教育で必要とされる条件に適合した十分な設備・備品を備えること。
 - c) 国家レベルの科学プログラムの事業を管理実行し、科学研究活動に携わる人民の教育・養成の経験があり、科学研究活動の経験を持つこと。
3. 高等教育機関の様々なタイプの特別な組織的モデルについては政府が条件を定める。

第43条 高等教育の学位

1. 短期大学のプログラムを修了し、基準を満たした学生は受験資格を得、もし、教育訓練省が定める条件に適合すれば、大学の短期大学長あるいは総長から短期大学学位を授与される。
2. 大学のプログラムを修了し、基準を満たした学生は受験資格を得、もしくは、卒業論文・製作の資格を得、もし、教育訓練省が定める条件に適合すれば、大学の総長から大学学位を授与される。

技術分野の大学学位は技術学士と呼称され；建築分野の大学学位は建築学士と、医学・薬学分野は医師、薬剤師、学士と、基礎科学、教育、法律、経済学の大学学位は学士 [bang cu nhan] と、その他の分野の大学学位は大学卒業学士 [bang tot nghiep dai hoc] と呼称される。
3. 修士課程のプログラムを修了し、基準を満たした学生は、修了論文の資格を得、もし、教育訓練省が定める条件に適合すれば、大学の総長から修士号を授与される。
4. 博士課程のプログラムを修了し、基準を満たした学生は学位論文の資格を得、もし、教育訓練省が定める条件に適合すれば、大学の総長、もしくは、科

学研究機関の長から博士号を授与される。

5. 本法の第42条第1項に定められた地方高等教育機関が外国の高等教育機関と単位互換協定を締結するときは、教育訓練省は、該当機関の学位授与の責任及び権限について規定する。
6. 首相は、特別な教育分野における修士・博士学位の同等の資格認定について計画を立てる。

第5部 継続教育

第44条 継続教育

継続教育は、生活の質、雇用可能性、自己事業開発可能性、そして社会生活への適合を改善する視野をもって、人格を磨き、理解を進め、教育的、専門的、職業的 [nghiep vu] 強化をなすため、人民を就業中にも学習すること、生涯にわたって継続的に学習すること、を可能にさせる。

国家は継続教育を開発し、全人のための教育を整備し、学習社会を構築するため政策を形成する。

第45条 継続教育の教育プログラム、内容及び方法

1. 継続教育の内容は次のプログラムを考慮するものとする。
 - a) 修字教育及びその後の継続教育
 - b) 学習者の必要、知識・技能の最新化、技術移転に応えた教育プログラム
 - c) 訓練、最新化プログラム、資格取得と専門性向上のためのプログラム
 - d) 国民教育システムの学位取得に繋がるプログラム
2. 国民教育システムの学位取得に繋がる継続教育プログラムを運営する形式は次のとおりである。
 - a) 現職教育
 - b) 遠隔教育
 - c) 指導された自己学習
3. 本条第1項 a) b) c) で規定されたプログラムの内容は、有用であり、学習者の労働の生産性や生活の質の向上を援助するものでなければならない。

本条第1項 d) で規定されたプログラムの内容は、本法の第29条、35条及び41条で規定されたと同じ教育プログラム及び教育資格の内容が要求するものを満たすものでなければならない。
4. 継続教育の方法は、自己学習能力の発達に強調点を置き、教授—学習の質や効率を向上するため現代的機材や情報技術を使い、学習者の自主性や豊富な経験を助長するものでなければならない。
5. 教育訓練大臣、職業訓練の運営を担当する国の機関の長は、その権限内において、継続教育のプログラム、シラバス、教科書及び教材についての特別な規定を行う。

第46条 継続教育機関

1. 継続教育機関は次のとおりである。
 - a) 省と県レベルに組織される継続教育センター
 - b) 村 [xa], 区 [phuong], 町 [thi tran: 村レベルと見なされるもの] に組織されるコミュニティ学習センター
2. 継続教育のプログラムは学校教育機関、職業教育機関、高等教育機関及びマルチメディアによって提供される。
3. 本法第45条第1項に規定される継続教育プログラムを運営する継続教育センターは、職業後期中等教育修了証、短期大学修了証または大学学位を授与できない。コミュニティ学習センター本法第45条第1項a)及びc)に規定する教育プログラムを管理する。
4. 継続教育プログラムを運営する学校教育機関、職業教育機関、高等教育機関は、自らの正式な教育義務の遂行をなさなければならない。これらの学校が実施できるのは、権限ある国の教育当局が認めた本法第45条第1項d)に規定するプログラムのみである。短期大学修了証または大学学位に繋がる継続教育プログラムを運営する高等教育機関は、地方教育機関 [co so giao duc tai dia phuong] が、大学、短期大学レベルとして十分な施設、設備、管理スタッフに関する基準を満たした時には、地方の大学、短期大学、職業高等学校、省の継続教育センターと連携することができる。

第47条 継続教育の学位及び修了証

1. 教育訓練大臣が設定した基準を満たし、前期中等教育プログラムを修了した学習者は、前期中等教育修了証を交付される。本法第45条第1項d)に規定する教育プログラムを修了した学習者は、次に掲げる基準を満たした時、当該の学位・修了証授与のための試験を受ける資格を持つ。
 - a) 同等のレベル、資格についての教育を行うと認められた教育機関に登録していること。
 - b) 規定のプログラムを修了し、学修認定及び評価の基準を満たし、教育訓練大臣が設定した規定に沿った試験を受ける資格を持つと教育機関によって認められていること。
 継続教育修了証交付を行う権限は、本法第31条、37条及び43条に規定されていることと同様である。
2. 本法第45条第1項a) b) c)に規定されている教育プログラムを修了し、教育訓練大臣が設定した基準を満たす学習者は、試験を受験する資格を持つ。そして、継続教育修了証を交付する基準を満たす時は、継続教育センターの長は継続教育修了証を交付する。

第3章 学校と他の教育機関

第1部 学校の組織と活動

第48条 国レベルの教育システムの学校

1. 国レベルの教育システムの学校は、次のような形で組織される。
 - a) 公立学校は、設立、インフラストラクチャーの整備、について、国の通常経費から支出される。
 - b) 民立学校は、設立、インフラストラクチャーの整備、について、地方任意団体 [cong dong dan cu] の運営経費から支出される。
 - c) 私立学校は、設立、インフラストラクチャーの整備、について、社会組織、社会—専門組織、経済組織、または、非政府財団の個人の運営経費から支出される。
2. 全ての形式の国民教育システムの学校は、教育事業 [su nghiep giao duc] の発展を目指した国の計画に沿って設立される。国は、国民教育システムにおいて指導的役割を果たす公立学校を援助する。
 学校設立、あるいは、学校設立認可の条件、手続き、及び権限については本法の第50条及び第51条に規定する。

第49条 政府機関、政治組織、社会—政策組織及び人民軍の学校

1. 政府機関、政治組織、社会—政策組織の学校は、公務員を教育し訓練する責任を負う。人民軍の学校は、士官、下士官、専門スタッフ、防衛要員を教育し訓練すること、指導幹部 [can bo lanh dao] 及び管理幹部 [can bo quan ly nha nuoc] の国の防衛と保障についての役割と知識を養うこと、について責任を負う。
2. 政府は、政府機関、政治組織、社会—政策組織及び人民軍の学校について、詳細な規定を定める。

第50条 学校設立

1. 学校設立の条件は次のとおりである。
 - a) 教育目的とプログラムを履行することを保障する、道徳的質を備え、教育的資質を備えた、量的にも構造的にも十分な経営及び教授スタッフを持っていること。
 - b) 学校活動の必要性に適合した十分なインフラストラクチャー、施設及び資産を持っていること。
2. 本法の第51条に規定する権限を持つものは、教育の発展の必要性に依拠して、公立学校の設立を決定し、民立あるいは私立学校の認可を与える決定を行う。

第51条 学校の設立、設立認可、活動停止 [dinh chi hoat dong], 合併、分割及び解散 [giai the]

1. 公立学校の設立及び民立及び私立学校の設立認可

を与える権限は次のとおりである。

- a) 地区人民委員会の議長は、保育所、幼稚園、小学校、中学校及び少数民族の子どもたちのための半寄宿舎学校について決定する。
- b) 省の人民委員会の議長は、高等学校、少数民族の子どもたちのための寄宿舎学校及び省の管轄下にある職業後期中等教育学校について決定する。
- c) 大臣及び省と同格の機関の長は、当該の当局の管轄下にある職業後期中等教育学校について決定する。
- d) 教育訓練大臣は、短期大学、大学予備学校について決定する。職業訓練の管理を担当する国の当局の長は、職業短期大学について決定する。
- e) 首相は、大学について決定する。

2. 学校の設立あるいは学校の設立認可を与える権限を持つものは関連の学校の活動を停止し、合併し、分割し、あるいは解散する権限を持つ。

首相は、大学について、設立、活動停止、合併、分割及び解散の手続きについての詳細な規定を制定する。

教育訓練大臣、職業訓練の管理を担当する国の当局の長は、それぞれの管轄において、国民教育システムにあるその他の学校について、設立、活動停止、合併、分割及び解散の手続きを定める。

第52条 学校憲章

1. 学校は本法及び学校憲章に沿って組織され、運営される。
2. 学校憲章は次のことを含まねばならない。
 - a) 学校の業務と権利
 - b) 学校における教育活動の組織
 - c) 教員の義務と権利
 - d) 学習者の義務と権利
 - e) 学校の組織と経営
 - f) 学校の財政と財産
 - g) 学校、家庭、社会の関係
3. 首相は大学憲章を發布する。教育訓練大臣及び職業教育の経営を担当する中央の当局の長は、それぞれの権限にある、その他のレベルの学校憲章を發布する。

第53条 学校評議会

1. 公立学校の学校評議会または民立及び私立学校の経営評議会（後は学校評議会と記載する）は、学校活動の方向性を決定し、学校の資産の運用及び使用についての勧告を行い、コミュニティ及び社会と学校との連携をなし、教育目的の実現を保障するための応答機関である。
2. 学校評議会は次の任務を持つ。
 - a) 学校の目的、戦略、計画 [du an] 及び将来構想

[ke hoach phat trien] について決議する。

- b) 学校の組織及び運営について、規定をし、規定を補足し、修正をなすことについて決議し、権限ある当局に対して送付する。
- c) 学校の資産、金融資本の使用についての政策を決議する。
- d) 学校評議会の決議の履行及び学校活動の民主的規則の履行について勧告する。
3. 学校評議会の詳細な設立手続き、組織構造、権利と義務については学校憲章の中で規定する。

第54条 校長

1. 校長は権限のある国の経営当局によって任命あるいは承認される。校長は学校の行為を経営する責任を負う。
2. 国民教育システムにある校長は、学校経営について訓練し、自らを向上させなければならない。
3. 大学の学長の基準、役割、権利、任命あるいは承認手続きは首相が、その他の全てのレベルの学校の長については教育訓練大臣が、職業教育機関の長については職業教育についての中央の経営当局が規定する。

第55条 学校審議会

学校審議会は、学校長の義務と権利にある仕事の執行において、学校における教育管理者、教員、組織の代表の意見を聴取するために学校長によって設置される。学校審議会の組織と活動は学校憲章に規定される。

第56条 学校における党組織

学校のベトナム共産党組織は学校を指導し、憲法と法律に従って行動する。

第57条 学校における大衆及び社会組織

大衆及び社会組織は、学校において法に従って行動し、本法に規定されている教育目的の実現に貢献する責任を負う。

第2部 学校の任務と権限

第58条 学校の任務と権限

学校は次のとおりの任務と権限を持つ。

1. 教育の目的とプログラムに適合した教授、学習及びその他の教育活動を組織すること。その権限の中において学位、免状を承認あるいは授与すること。
2. 教員及び職員を採用し、監督すること。教員及び職員に関する国の当局による異動のプロセスに参加すること。
3. 学習者を入学させ、監督すること。
4. 法に従って、資産を運用、管理、使用すること。
5. 標準化及び近代化の必要性に応じてインフラストラクチャーを改善すること。
6. 学習者の家庭、教育活動に携わる組織及び個人を

協力すること。

7. 教員、職員及び学習者が社会活動に参加することを調整すること。
8. 質についての自己評価を実施し、かつ、権限ある質のアクレディテーション機関 [quan co tham quyen kiem dinh chat luong giao duc] による認定を受けること。
9. 法に規定されたその他の任務と権限。

第59条 科学研究、社会貢献に関する職業高等学校、短期大学、大学の役割と権利

1. 本法第58条に規定する役割と関連して、職業高等学校、短期大学、大学発議のとおり役割を持つ。
 - a) 科学研究の遂行、技術の応用、発展、移転、地方及び国の社会—経済的問題の解決への参加。
 - b) 法に適合した科学的サービス [dich vu khoa hoc], 生産及びビジネス。
2. 本条第1項に規定された役割の遂行にあたっては、職業高等学校、短期大学、大学は次のような権利を持つ。
 - a) 国からの土地の付与あるいは貸与、インフラストラクチャーの付与あるいは貸与、法に規定された税金の減額あるいは免除、資金の借入。
 - b) 教育の質の向上、教育の連携、社会—経済的発展への貢献及び機関への特別な資金の獲得のために経済、教育、文化、体育 [the duc], 競技 [the thao], 医学及び研究の組織と連携すること。
 - c) 法に規定された機関のインフラストラクチャーへの投資、生産及びビジネスの拡大及び教育活動への支払いのために経済活動から生じた収入を使用すること。

第60条 職業高等学校、短期大学及び大学の自治と自己責任

職業高等学校、短期大学及び大学は、次に掲げる局面において、法及び各校の憲章の規定するところに従って自治が与えられ自己責任を負う。

1. 権限内の教育領域における教育プログラム、シラバス、教授—学習計画の策定
2. 入学定員の計画、入学管理、教育課程の組織、修了の認定、学位・修了証の交付
3. 機関の組織構造の組織、大学教職員の採用、管理、使用 [su dung] 及び報酬の支払い
4. 資産の運用、管理及び使用
5. 政府の規定に従った、経済、教育、文化、体育、競技、医学及び研究に関する国内、国際組織との協力

第3部 特別な学校

第61条 少数民族のための寄宿舎学校、半寄宿舎学校、大学予備学校

1. 国は、少数民族の子どもたちのため、そして・あるいは、社会経済的に極めて困難な地域に長期に居住する家庭の子どもたちのために、寄宿舎学校 [noi tru], 半寄宿舎学校 [ban tru: 寄宿するのではなく、通常の学校より長期に子どもたちがいる形の学校], 大学予備学校を設立し、それらの地域の人的資源を準備するのを助ける。
2. 少数民族のための寄宿舎学校、半寄宿舎学校、大学予備学校は、教員配置、インフラストラクチャー、施設、財政について優先権を与えられる。

第62条 特別学校及び才能を持つ生徒たちのための学校

1. 特別学校は、普通教育を保障しながら、特定の科目に関する才能を発展させ、学習における卓越した到達を生徒にさせるために後期中等段階で設立される。

芸術、体育、競技における才能を持つ生徒たちのための学校は、これらの領域において才能を持つ生徒たちを発展させるために設立される。
2. 国は、教員配置、インフラストラクチャー、施設、予算に関して、国立の特別学校、才能を持つ生徒たちのための学校に対して優先権を与え、個人あるいは組織が設立する才能を持つ生徒たちのための学校に対して優遇策をなす。
3. 教育訓練大臣は、他の関係する大臣や政府機関の長と協力して、特別学校及び才能を持つ生徒たちのための学校のための教育プログラム、組織規定を策定する。

第63条 身体障害者及び肢体不自由者のための学校及び学級

1. 国は、身体障害者及び肢体不自由者が自らの機能を回復し、教育と職業訓練を受け、コミュニティに統合できるようにするために、彼らのための学校及び学級を設立し、かつ組織及び個人がそれらを設立することを奨励する。
2. 国は、国が設立した身体障害者及び肢体不自由者のための学校及び学級に対して、教員配置、インフラストラクチャー、施設及び予算に関して優先権を与える。また、個人または組織が設立した身体障害者及び肢体不自由者のための学校及び学級に対して優遇策をなす。

第64条 再教育学校

1. 再教育学校は、犯罪を犯した若者を更正し、発展させ、良き市民となるようにさせ、社会に再統合できるように教育することに責任を持つ。

2. 公安大臣は、教育訓練大臣、労働・傷痍・社会保障大臣と協力して、再教育学校のための教育プログラムを規定する責任を持つ。

第4部 私立学校と私立学校についての政策

第65条 私立学校及び私立学校の義務と権利

1. 私立学校及び私立学校は、教育目的、内容、プログラム、方法の実施及び入学、教授、学習、日常のテスト [kiem tra]、試験 [thi cu]、卒業認定、学位・修了証・資格の授与に関する規定に関して公立学校と同等の権利を持つ。
2. 私立学校及び私立学校は、改革 [quy hoach]、将来構想 [ke hoach]、教育活動の組織、教授スタッフの研修、資産の運用、使用、管理について自治的であり、自己責任を負う。
3. 私立学校及び私立学校によって授与された学位・修了証・資格は同等の法的価値を持つ。
4. 私立学校及び私立学校は、政府の規定するところに従って、教育のための管理機関の管理に従う。

第66条 財政規定

1. 私立学校及び私立学校は、会計と監査についての法規定に従って、財政自治、収入及び支出の自己平均の原則によって運営される。
2. 私立学校及び私立学校の収入は、学校の必要な運営、国家予算への義務の遂行、投資的経費増額の設定及び学校の他の財源のために使用される。残りの収入については、資本への貢献の割合によって設立人に配分される。
3. 私立学校及び私立学校は、会計の透明性を保ち、管轄の国の教育管理機関及び所在する財政当局に対して、財政年間報告書を作成する責任を持つ。

第67条 資産の保有者の権利と資本の引き上げ及び移転

私立学校の資産、財政は地方任意団体の集团的所有権の下にある。私立学校の資産、財政は株式所有者の所有権の下にある。私立学校及び私立学校の資産、財政は法の規定に従って国により保護される。

私立学校の資本の引き上げ及び移転は、学校の安定と発展を保障するため、国の規定に従って行われる。

第68条 優遇政策

私立及び私立学校は、国による土地の付与あるいは貸与、インフラストラクチャーの付与あるいは貸与を受け、国によって要求される義務を履行する時に財政補助を受け、税金と資金借り出しについての優遇を受ける。私立及び私立学校は、本法の第89条に規定された学習者のための政策を履行するために、国によって財政保障を受ける。

政府は私立及び私立学校についての優遇政策に関し

て詳細な規定を設ける。

第5部 他の教育機関の組織と運営

第69条 他の教育機関

1. 国民教育システムの他の教育機関は次のとおりである。
 - a) ベビーシッターグループ、保育所、幼稚園学級を含む独立学級、修字学級、外国語学級、情報教育学級、学校登校が不可能な子どもたちのための学級、障害を持った子どもたち及び肢体不自由な子どもたちのための学級、及び生産、ビジネス、サービス企業によって組織される職業訓練学級、後期中等職業教育学級。
 - b) 技術教育及び職業オリエンテーションセンター、職業訓練センター、継続教育センター、コミュニティー学習センター。
 - c) 博士課程レベルのプログラムの提供を許可された科学研究機関、または、大学と連携して修士課程レベルのプログラムの提供をする科学研究機関。
2. 大学と連携して修士課程レベルのプログラムの提供を政府に許可された科学研究機関は、教育プログラムの実行にあたって大学と契約を結ぶ責任を負う。
3. 教育訓練大臣は、本条第1項b)に規定された他の教育機関の組織及び運営についての規定、本条第1項a)に規定された他の教育機関の組織及び運営原則についての規定、及び本条第1項c)に規定された他の教育機関の訓練協力原則についての規定を定める。

第4章 教員

第1部 教員の義務と権利

第70条 教員

1. 教員は学校、その他の教育機関において教授、教育を遂行する者である。
2. 教員は次の基準を持たなければならない。
 - a) 良き道徳的、心理的、思想的質を持つこと。
 - b) 専門職として標準的なレベルを持っていること。
 - c) 専門職に必要な健康を保持していること。
 - d) 明確な履歴を持っていること。
3. 就学前教育、義務教育、職業教育の機関で働く教員は教師 [giao vien] と呼ばれ、高等教育機関で働く教員は講師 [giang vien] と呼ばれる。

第71条 教授及び准教授

教授及び准教授は、高等教育機関で教授を行う教員の職名 [chuc danh] である。

首相は、教授及び准教授の職名の賦与、剥奪についての基準及び手続きを決定する。

第72条 教員の義務

教員は次の義務を負う。

1. 教育目的、教育原則及びカリキュラムに沿った教育と教授。
2. 市民の義務、法規定、学校憲章の履行について模範となること。
3. 教員の道徳的質、威信、名誉を維持し、学習者の尊厳を尊重し、学習者を平等に扱い、学習者の適法な権利と利益を保護すること。
4. 道徳的質、倫理、専門的力量の向上のために継続的に学習し、学習者の良き模範となること。
5. 法によって規定されたその他の義務を遂行すること。

第73条 教員の権利

教員は次の権利を持つ。

1. 自らの教育された専門に沿って教授すること。
2. 力量を高めるためのさらなる教育訓練を受けること。
3. 他の学校や教育研究機関において非常勤教員及び・あるいは研究者として契約し働くこと。但し、自らの本務校で割り当てられた仕事は遂行しなければならない。
4. 名誉と尊厳について保護されること。
5. 教育訓練省によって規定された夏期休暇、新年休暇、学期休暇及び労働法によって規定されたその他の休日をとること。

第74条 招聘教授 [thinh giang]

1. 教育機関は、本法第65条第2項に規定する基準に適合した者を、教授のため招聘すること [che do tinh giang] ができる。
2. 招聘された者は本法第72条に規定された義務を遂行しなければならない。
3. 招聘された者は、その者が公務員の場合、その所属する組織の仕事の達成をまず始めにしなければならない。

第75条 教員の禁止行為

教員が次のような行為をすることは禁止される。

1. 学習者の名誉及び尊厳を傷つけることや身体的に傷つけまたは虐待すること。
2. 入学、試験における不正、学習者の学習及び訓練結果についての意図的な評価ミス。
3. 教育内容をゆがめること。
4. 学習者に金銭の掛かる追加授業を強制すること。

第76条 ベトナム教員の日

毎年11月20日をベトナム教員の日とする。

第2部 教員の養成と研修

第77条 教員の標準的教育資格

1. 教員の標準的教育資格は次の通り規定される。

- a) 就学前及び初等教育の教員は後期中等教育レベルの教育称号を持たなければならない。
- b) 前期中等教育の教員は教育短期大学の称号または短期大学レベルの証書と教育訓練証書を持たなければならない。
- c) 後期中等教育の教員は教育大学の学位及び教育訓練証書を持たなければならない。
- d) 職業訓練機関の実践指導教員は後期中等レベルの職業学校または職業訓練短期大学が出す学位を持つか、熟練職人 [nghe nhan]、高等技術を持った労働者 [cong nhan ky thuat co tay nghe cao] でなければならない。
- e) 後期中等教育レベルの職業学校の教員は教育大学の学位あるいは大学の学位及び教育訓練証書を持たなければならない。
- f) 短期大学と大学の教員は大学学位もしくはそれ以上の学位あるいは教育訓練証書を持たなければならない。専門の科目の教授あるいは修士論文の審査には修士号以上、専門の科目の教授あるいは博士論文の審査には博士号を持たなければならない。

2. 教育訓練省と職業訓練に係る政府機関の長は、その権限に従って、必要とされた基準を満たさない教員のさらなる教育と訓練について規定する。

第78条 師範学校 [truong su pham]

1. 師範学校は、国によって設立され、教員及び教育行政スタッフを教育し訓練する。
2. 師範学校は、教員の採用、行政官の配置、基盤設備及び宿舍への投資、資金調達に関して優先権を与えられる。
3. 師範学校は、宿舍、学校もしくは教員の実践のための施設を持つ。

第79条 短期大学・大学の教員

短期大学・大学の教員は優良かつ優秀な卒業生で、良い個人的資質を持ち、学士、修士、または博士の資格を持ち、実践的経験 [kinh nghiem hoat dong thuc tien] を持った教員 [nha giao] 志望者からの優先的採用に基礎を置く。教授の任務を果たす前に短期大学・大学の教員は教育学的訓練を受けなければならない。これらの訓練課程は教育訓練省によって規定される。

第3部 教員の政策

第80条 職業的・教育的強化

国は、教員の質を強化し、必要な基準に至らせるため、教員を職業的・教育的に強化する政策を形成する。

職業的・教育的強化プログラムに参加する教員は政府が規定する給与及び補助金を受領する。

第81条 給与

教員は政府が規定する給与、職業的手当及び他の手当を受領する。

第82条 極度の社会経済的困難を抱えた地域における特別学校の教員及び教育管理者についての政策

1. 専門化された学校、才能教育を行う学校、少数民族のための寄宿舎学校または半寄宿舎学校、大学予備学校、障害を持った者及び肢体不自由者のための学校、再教育学校、その他特別な学校の教員及び教育管理者は、政府が規定する手当及び他の優先的報酬を受ける。
2. 極度の社会経済的困難を抱えた地域で働く教員及び教育管理者は、宿舎に関して様々なレベルの人民委員会によって援助され、政府が規定した手当及び他の優先的報酬を受ける。
3. 政府は、極度の社会経済的困難を抱えた地域で働く教員及び教育管理者を交代させる政策を策定し、その他の地域で働く教員及び教育管理者が極度の社会経済的困難地域に異動することを奨励しかつ優先的報酬を与え、それらの地域の教員が安心して自らの仕事ができる [an tam cong tac] 援助を与え、教授及び学習の質の改善のために、少数民族地区で働く教員及び教育管理者が少数民族の言語を学べる訓練を与える。

第4章 学習者

第1部 学習者の義務と権利

第83条 学習者

1. 学習者は、国民教育システムにある教育機関で現在学ぶ者である。学習者は次の通りである。
 - a) 就学前教育機関に通う子ども
 - b) 義務教育機関、職業教育クラス、職業訓練センター、後期中等職業機関及び大学予備教育機関に通う人民
 - c) 短期大学と大学の学生
 - d) 修士課程教育を提供する機関の学生
 - e) 博士課程教育を提供する機関の博士候補生
 - f) 継続教育プログラムの学習者

第84条 就学前教育機関に通う子どもの権利と彼らのための政策

1. 就学前教育機関に通う子どもは次の権利を持つ
 - a) 教育訓練省の目標及び就学前教育プランに適合したケア [cham soc] と養育 [nuoi duong], 教育を受けること。
 - b) 早期健康保障サービス、無料の医学的検査、公

的健康ケア施設の治療を受けること。

c) 公的娯楽施設の割引を受けること。

2. 政府は、就学前教育機関に通う子どものための政策を形成する。

第85条 学習者の義務

学習者は、次の義務を負う。

1. 学校、その他の教育機関の教育課程・計画に従った学習と訓練を遂行すること。
2. 学校、その他の教育機関の教員、スタッフを尊敬すること。国の法律に従い、学校の規則・憲章に則って、教育・訓練において連帯と相互扶助を維持すること。
3. 年齢集団、健康、能力に応じて、学校奉仕活動 [lao dong: 学校を清掃する、台風被害の片づけ、補習等]、社会活動 [貧困者への教育活動援助、クリスマスの時の訪問等]、環境保全活動に参加すること。
4. 学校、その他の教育機関の財産を保全、保護すること。
5. 学校、その他の教育機関の伝統の構築、保護、発展に貢献すること。

第86条 学習者の権利

学習者は次の権利を持つ。

1. 学校、その他の教育機関における自らの学習・訓練に関して、尊重され、平等な扱いを受け、適当な情報の十分な提供を受けること。
2. 早期教育、飛び級、教育期間の短縮、規定されているより早い年齢での学習、学習期間の延長 [hoc keo dai thoi gian: 障害者、就業学習者等への措置]、原級留置 [hoc luu ban] の可能性を持つこと。
3. 法に規定された学業、訓練レベルを卒業した後に学位、免状、または証書を授与されること。
4. 法に従って、学校、その他の教育機関において、大衆組織、社会組織に参加すること。
5. 学校、その他の教育機関に学習、文化活動、スポーツ、運動のために設置されている施設・設備を使用すること。
6. 直接あるいは法的代表者を通じて、学校、その他の教育機関に、学習者の合法的権利・利益を保護するため、学校の改善案を提出すること。
7. 優秀な成績を修め、優良な行動であった卒業生には、政府機関への採用について国の優先政策の恩恵を受けること。

第87条 国の配置に従った一定期間の就業義務

1. 国公立の短期大学・大学の学生で奨学金あるいは国・国との協定を結んだ外国からの資金提供を受けている学生は、卒業後、国の配置に従った一定期間の就業をしなければならない。もし、就業が達成されない場合は、教育経費と奨学金は、学生によって

返還されなければならない。

2. 関係当局の配置による就業の特定期間、就業待機期間、本条第1項に規定された返還額について、政府は詳細な規定を制定する。

第88条 学習者の禁止行為

学習者は、次に掲げる行為を為すことを禁止される。

1. 学校の教員、スタッフ及び他の学習者の名誉、尊厳を傷つけたり、暴行したりすること。
2. 学習、テスト [kiem tra: 日常的]、試験 [thi cu: 定期的]、入学試験において不正を行うこと。
3. 授業中の喫煙、飲酒、学校や公的エリアに無秩序と騒ぎをもたらすこと。

第2部 学習者についての政策

第89条 奨学金と補助金

1. 国は、本法第62条に規定された特別学校及び才能を持つ生徒たちのための学校において優秀な成績を修めた生徒に対する奨学金の授与に関する政策を策定する。また、推薦入学をした学生、少数民族のための大学予備学校・寄宿舎学校、傷痍者・障害者・肢体不自由者のための職業訓練学校、の生徒に対する奨学金の授与に関する政策を策定する。
2. 国は、社会政策が重点を置くグループ、極度の社会—経済的困難を抱えた地域の少数民族、家庭のない孤児、経済的困難を抱える障害者及び肢体不自由者、特別な経済的困難を克服して優秀な成績を修めた者の学習者に対する補助金及び授業料の減額・免除についての政策を策定する。
3. 師範学校の学生及び教員養成教育を受ける学生は、授業料を免除され、本条第1項及び第2項に規定する奨学金及び、または社会補助についての考慮につき優先的扱いを受ける。
4. 国は、組織及び個人が、法に規定された学習者に対する奨学金または手当を授与することを奨励する。

第90条 推薦入学

1. 国は、極度の社会—経済的困難を抱えた地域の人的資源、公務員の養成のために、その地域の学生に推薦方式によって短期大学、大学または職業高等学校への入学を許可する。

国は、短期大学、大学、または職業高等学校の修了証・学位を持つ官吏がいなか、少数である少数民族のために、推薦入学枠を確保する。また、国は、これらの少数民族の生徒たちがよりよい条件で寄宿舎学校へ入学できるようにし、また、予備学校の期間の延長を行って、入学者の母集団を拡大する政策を策定する。

2. 省レベルの人民委員会は、省の必要性に基づいて、適当な分野、学科の推薦入学枠の申請、確保、承認

された枠と設定された基準に従った選抜及び学習者の卒業後の就職に対し、責任を持つ。

3. 推薦方式によって入学した学生は、卒業にあたって、当該の学生を送り出した権限ある国の当局による就職に応じなければならない。

政府は、推薦入学方式の基準や受益者、推薦方式の実施、学生が就職に応じなかった時に学生にかかった奨学金及び教育経費の返還について規定する。

第91条 教育クレジット

政府は、利子、融資条件、融資期間を含めて優先クレジット政策を策定する。これは、低収入家庭の学習者の学習を可能とする。

第92条 人民及び生徒の公的サービス料金の減額、免除

人民及び学生が公的サービスを受ける際、及び移動、娯楽、博物館・歴史遺跡、文化的施設を訪れる際の料金の減額あるいは免除を受ける資格については、政府が規定する。

第6章 学校と家族、社会

第93条 学校の責任

学校は、教育的目標及び原則を遂行して、家族と社会の活発な関係を保つことに責任を持つ。

本章の学校に関する他の規定は、他の教育機関にも適用される。

第94条 家族の責任

1. 両親または保護者はその子ども、もしくは、その監護下において、学習・訓練・学校活動への参加をしている者について、その養護、監護、育成に責任を持つ。
2. 全ての家族員は、普遍的な、道徳の備わった、知的な、健康的な、審美眼のある子どもの育成のために、文化的家族と望ましい環境を作ることに責任を持つ。大人は、教育の質と効率の向上のために、学校とともに、教育し、模範を示し、働くことに責任を持つ。

第95条 両親または保護者の権利

両親または保護者は次の権利を持つ。

1. 子どもあるいはその監護下にある者の学習・訓練の結果について、学校に情報請求すること。
2. 学校の計画に従って教育活動に参加すること。学校における両親または保護者のための活動に参加すること。
3. 子どもあるいはその監護下にある者に関する問題に伝えるよう、法に従って、学校または教育行政当局に要求すること。

第96条 生徒の両親による代表協議会

生徒の両親のための代表協議会は、就学前学校及び

義務教育レベルで毎年設立され、学校の役割の実施についての学校との関係で、それぞれの学級、あるいは、学校ごとに、両親または保護者によって任命される。この協議会は学校を超えて、あるいは行政レベルで設立されない。

第97条 社会の責任

1. 政府機関、政治組織、社会—政治組織、社会—政治—専門組織、社会組織、社会—専門組織、専門組織、経済組織、人民軍団、及び全ての市民は次の責任を負う。
 - a) 教育・研究活動について学校を助けること。教員及び学習者に、訪問、実践、研究に関して便宜を与えること。
 - b) 若者と子どもへの悪い影響を妨げる活動を通して、健全な学習運動と教育的環境の創造に貢献すること。
 - c) リクレーション、文化、スポーツ、体育活動について、学習者に便宜を与えること。
 - d) その能力に応じて、教育の発展のために、労働、資源、資金を提供すること。
2. ベトナム祖国前線委員会とそのメンバーの組織は、教育問題への参加のために人民を動員することに責任を持つ。
3. ホーチミン共産主義青年同盟は、青年と子どもたちの教育について学校と協力すること、そのメンバー及び青年が学習・訓練・教育問題の発展活動への参加において模範を示すことを促すことについて責任を負う。

第98条 学習奨励ファンド、教育支援ファンド

政府は、法に従って、学習奨励ファンド [quy khuyen hoc: 優秀者の支援]、教育支援ファンド [quy ao tro giao duc: 貧困者への補助] を立ち上げ、組織及び個人を支援する。

第7章 教育に関する政府政策

第1部 教育管理に関する政府政策と政府機関の内容

第99条 国の教育管理の内容

国の教育管理の内容は次のとおりである。

1. 教育開発に関する戦略、計画、政策の形成と実施指導
2. 教育に関する法、学校憲章 [dieu le nha truong]、他の教育機関の組織及び運営に関する規定の公布と実施
3. 教育の目的・プログラム・内容、教員の基準、学校のインフラストラクチャーと施設基準、教科書の編集・出版・印刷・頒布、教材 [giao trinh]、修了証・学位・資格の試験と授与に関する規定、の決定

4. 教育の質保証とア Kredィテーションの組織と管理
5. 教育の組織と運営に関する統計管理作業
6. 教育管理システム [bo may] の組織
7. 教員及び教育管理者の研修 [dao tao]、資質向上 [boi duong]、管理に関する組織と監督
8. 教育開発のための資産の運用、管理、使用。
9. 教育部門における科学的・技術的研究・応用の組織と管理
10. 教育における国際協力の組織と管理
11. 教育への貢献が顕著な者に対する表彰授与の規定
12. 教育に関する法遵守の監督と指導、教育法に関する苦情、告発、違反の解決

第100条 教育管理を扱う国の機関

1. 政府は、教育の管理の国レベルでの統一的管理を行う。政府は、議会に対し、全国の市民の学習の権利と義務に関する指針、全体の教育レベルに関係する教育内容の改革のための方向付けについての決定を求め、教育運営及び教育予算の執行についての年度報告を送付する。
2. 教育訓練大臣は、国の教育管理の執行に関して政府に対し責任を負う。
3. 他の大臣及び大臣レベルの当局は、教育訓練大臣と協力して、その権限に従って、国の教育管理の執行に関して責任を負う。
4. 各レベルの人民委員会は、政府の委任によって国の教育管理の執行を行う。また、管轄下にある公立学校の財政状況、インフラストラクチャー、教員、教授施設の保証を行い、当該地域の規模の拡大の要求に応え、教育の質と効率性の向上に責任を負う。

第2部 教育に関する投資

第101条 教育に関する投資の財政的資源

教育に関する投資の財政的資源は次のとおりである。

1. 政府予算
2. 授業料；入学金；教育機関のコンサルタント、技術移転、生産 [san suat: 教材等]、ビジネス [kinh doanh: 施設を貸す等]、サービス [dinh vu: 食堂、バイク預かり等] からの収入；教育開発 [phat trien giao duc] のための国内外の組織及び個人からの投資；組織及び個人からの国内外からの合法的その他の資金。

第102条 教育についての国の予算

1. 国は、教育についての国の予算の増加比率が国の予算総額の増加比率を超えるように、教育に対する予算配分について最優先権を与える。
2. 教育についての国の予算は、透明性、民主集中制

の原則によって、教育規模、それぞれの地方の社会経済的發展に従って、国の教育普及、少数民族居住地域、極度の社会経済的困難を抱える地域の教育の發展についての優先政策を考慮して、配分されなければならない。

3. 財政当局は、学年の進行に従って、十分に、時宜を得た教育支出について責任を負う。教育經營に責任を負う当局は、配分された予算及び法に規定されたその他の支出を管理し、効率的に使用することについて責任を負う。

第103条 学校建設における財政及び土地割り当てに関する優先

省、省レベルの当局、全てのレベルの人民評議会、人民委員会は、学校、教育サービスにおけるスポーツ・運動・文化・美術施設の建設の具体化について、そのセクター [nganh] 及び地方の社会—經濟發展計画の策定にあたって、責任を負う。また、学校、宿舍の建設について、その社会—經濟發展計画の中で、財政及び土地割り当てに関して優先を与える。

第104条 教育に対する投資の奨励

1. 国は、組織及び個人がその知性、労働力及び資産を教育に向けることを奨励し、援助する。
2. 企業において訓練学校及び学級を設立する時、教育機関との訓練に関する協力をする時、就業したまま自らが必要な訓練及び新技術の獲得のためにスタッフを派遣する時、それに係る企業 [doanh nghiep] からの投資、寄付 [dong gop]、補助金は、合法的な支出と認められ、企業所得税法に従って企業課税収入から除かれる。
3. 教育に対する個人の寄付 [dong gop]、補助金は、政府の規定する高収入人民に適用される所得税の減額を考慮される。
4. 教育のインフラストラクチャーの建設に対する投資、教育發展のための資金付与 [tien]、物品提供 [hien vat] を行った組織及び個人は、適当な形式で記録 [ghi nhan] される。

第105条 授業料、入学金

1. 授業料、入学金は、教育活動の援助のために、学習者の家庭または学習者本人によって支払われる。公立学校の小学校レベルの児童は授業料の支払いは必要とされない。授業料と入学金を除いて、学習者及び学習者の家庭は、いかなる形式のその他の支払いを求められない。
2. 政府は、全ての学校及び他の教育機関の授業料徴収及び使用の仕方 [co che] を決定する。

財務大臣は、教育訓練大臣及び職業訓練を担当する国の管理当局の長と協力して、中央政府の管轄下にある公立教育機関の授業料及び入学金の額を決定

する。

省の人民委員会は、省の人民政府の要求に応じて、省の管轄下にある公立教育機関の授業料及び入学金の額を決定する。

民立及び私立学校は、自らの授業料及び入学金の額を決定できる。

第106条 教科書発行、教育機器・教材生産に係る優先税制

政府は、教科書の発行、教授マニュアル、教材の発行；教育機器・玩具の生産及び提供；学校や他の教育機関で使用される書籍・定期刊行物・学習援助・研究機器の輸入に関して優遇税制政策を形成する。

第3部 教育に関する国際協力

第107条 教育に関する国際協力

政府は、国の独立と主権の尊重、平等、相互利益の原則のもとで教育に関する国際協力を拡大し、發展させる。

第108条 諸外国との教育協力の奨励

1. 国は、ベトナムの学校及び他の教育機関が、教授、学習及び科学研究について、外国の組織、個人及び在外のベトナム人と協力することを奨励し、援助する。
2. 国は、私費負担もしくは国内もしくは外国の組織及び個人からの財政援助によるベトナム市民の外国での学習、教授、研究、研究者交流を奨励し援助する。
3. 国は、重点領域及び祖国の建設と防衛に貢献する分野における学習・研究に携わる資質と道徳性及び資格を備えた者を外国に派遣する予算を確保する。

第109条 ベトナムとの教育協力の奨励

1. ベトナム政府は、外国の組織、個人、国際組織、在外ベトナム人が、ベトナムの教育に対し、教授、学習、投資、財政援助、協力、科学研究、技術移転をすることを奨励し援助する。彼らの合法的権利と利益はベトナム法及びベトナム社会主義共和国が批准し、承認した国際協定に照らして保護される。
2. ベトナム領土内での、在外ベトナム人または外国組織・個人、国際組織の教育に関する協力、学校または教育機関の建設については、政府が規定する。

第110条 外国の称号／学位の認証

1. ベトナム人が受けた外国の称号／学位は、規定に従って、教育訓練省及びベトナム社会主義共和国によって合意もしくは了解された国際協定によって認証される。
2. 教育訓練省は、称号／学位の同等性もしくは相互認証に基づく、他の国及び国際組織との合意の調印に責任を負う。

第4部 教育視学

第111条 教育視学

1. 教育視学は、法の執行の確認、積極的側面の助長、違反の防止・処理、教育についての政府の利益、組織及び個人の合法的権利と利益の保護、のため、政府の教育管理に関して視察する権限を実行する。
2. 教育視学は次の機能を有する。
 - a) 教育法に従った視察。
 - b) 教育目標、計画、プログラム、内容及び方法、専門的規定、試験・学位・証書に関する規定の遵守；教育機関における教育の質保証に関する必要条件の確保 [bao dam]。
 - c) 不平及び告発についての法規定に従った、教育に関する不平、告発の処理。
 - d) 行政的不法行為処理に関する法規定に従った、教育に関する行政的不法行為の処理。
 - e) 教育法の施行を保証する手段の要求。教育に関する政府の政策及び規定について補い、追加すること。
 - g) 他の法規定に従ってその義務を遂行すること。

第112条 教育視学の権限と義務

教育視学は視察に関する法に規定された権限と義務を持つ。

視察を遂行している間、同じレベルの教育管理当局の長の権限内において、教育視学は、教育に関する違法な [trai phap luat] 活動を一時的に停止する権限を持つ。教育視学は、この処理について権限のある当局に対して報告し、この一時的停止に関する決定に対して責任を持つ。

第113条 教育視学の組織と行動

1. 教育視学を担当する部局は次のとおりである。
 - a) 教育訓練省の教育視学
 - b) 県の教育視学
2. 教育視学の行動は、視察に関する法律の規定に従ってなされる。

地区レベルの教育視学の行為は、教育訓練省の教育視学の技術的指導を伴って、教育訓練局の長の直接責任の下になされる。

職業教育機関、高等教育機関に対する教育視学の行為は、教育訓練省及び職業教育を担当する国の管理機関の諸規定に従って、機関の長の直接責任の下になされる。

第8章 表彰と違反に関する扱い

第114条 「人民教員」 [nha giao nhan dan] 及び「優秀教員」 [nha giao uu tu] の称号の授与
法に規定する基準に適合した教員、教育行政官、教

育研究者は、「人民教員」または「優秀教員」の称号を政府から授与される。

第115条 教育に対する顕著な貢献に関する組織・個人表彰

教育に関係した顕著な貢献を為した組織・個人は法に従って表彰される。

第116条 学習者表彰

学習・訓練において極めて優秀な成果をあげた学習者は、学校、その他の教育機関または教育施設から表彰される。特別な成果の場合は、法律の規定に従って表彰される [duoc khen thuong]。

第117条 名誉博士号

国際的名声を受けた政治・社会活動家、教員、科学者で、海外に居住するベトナム人、もしくは、ベトナムの教育・科学に多大な貢献を為した外国人は、政府の規定に従って名誉博士号を大学から授与される。

第118条 違反に関する措置

1. 次に掲げる違反を行った者は、違反の性質や程度に応じて、懲戒、行政罰または刑法罰を受ける。違反が重大な場合は、法の規定に従って刑が執行される。
 - a) 教育機関を不法に設立すること、または教育活動を違法に組織すること。
 - b) 学校、または他の教育機関の組織、活動に関する規定を犯すこと。
 - c) カリキュラムに規定された教育科目及び、または教育内容を、権限なしに、付け加えたり、削除したりすること。
 - d) 不法に教科書を発行したり、印刷したり、頒布すること。
 - e) 書類 [ho so gia] を偽造すること。学校入学、試験、称号・学位・証書の授与に関する規定を犯すこと。
 - f) 教員に暴力をふるうこと、またはその尊厳を犯すこと。学習者を虐待し、酷使すること。
 - g) 学校、あるいは他の教育機関において秩序を乱し、妨害をすること。
 - h) 教育予算を損失させること。不法に金銭を徴収するために教育活動を悪用すること。
 - i) 学校、その他の教育機関の財産に損害を与えること。
 - j) 他の教育法違反行為。
2. 政府は、教育セクターにおける違反の取り扱いに関する具体的規定を定める。

第9章 実施規定

第119条 効力

本法は、2006年1月1日より実施する。

1998年教育法は、本法によって置換される。

第120条 実施に関するガイダンス

政府は、本法の実施に関する詳細なガイダンスを配布する。

【註】

- 1) 石村雅雄 (2008), ベトナムの2005年教育法について－現状と建て前の折り合いの付け方に注目しながら－, 鳴門教育大学研究紀要, 第23巻, pp. 74－86.

【参考文献】

Nha Xuat Ban thong ke (2007), Cam ngng phap luat,Nganh Giao Duc-Dao Tao Nam Hoc 2007-2008, Che Do,Chinh Sach Moi Doi voi Giao Vien,Can Bo

cong Chuc,Nha Xuat Ban thong ke.

Duong Bach Long,Nguyen Xuan Anh,Nguyen Van Hien (2007), Tim Hieu Phap Luat ve Bao Ve,Cham Soc va Giao Duc Tre Em,Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia va Nha Xuat Ban Giao Duc.

Parti Communiste du Vietnam (2006), X° Congres National, Documents, Editions The Gioi.

石村雅雄 (2005), ベトナム, 日本教育大学協会特別委員会, 諸外国の教員養成制度 (アジア編) (pp.165－180), 学文社.

石村雅雄 (2003), ベトナム, 村田翼夫編著, アジア諸国における中等・高等教育の民営化に関する実証的比較研究 (pp.79－88), 筑波大学教育開発国際協力センター.

近田政博訳, ヴォ・ヴァン・セン監修 (2001), ベトナム教育法 (翻訳), 名古屋高等教育研究, 第1号, pp.183－220.

石村雅雄 (2001), ベトナム, 村田翼夫編著, 東南アジア諸国の国民統合と教育 (pp.117－130), 東信堂.